

学校教育における外部人材活用事業 審査基準

令和5年6月15日
総合教育政策局長決定

学校教育における外部人材活用事業の委託先の選定に係る審査は、本基準により行うものとする。

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、企画提案書に基づき、書面により実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に係る追加資料の提出を求める場合がある。なお、各審査委員は、本人が利害関係者とみなされる提案に係る個別の審査には参加しないものとする。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、以下の各評価項目について、下記評価基準による評価を行い、各審査委員がそれぞれ評価した得点の平均を当該提案者の当該評価項目の得点とする。

また、各審査委員は、必要に応じ、意見を附すものとする。

III 採択案件の決定方法

提出された企画提案書についてテーマごとに審査を行い、本事業の予算の範囲内で、評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。その際、審査委員会の審査委員からの意見に基づき、採択に当たって条件を附す場合がある。

最低評価点は、「24点」とする。

採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容・事業実施主体に関する評価

① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。

- ※ 公募要領別紙1「(テーマ1) 学校現場と多様な経験や背景を持つ人材をつなぐ在り方研究事業」については、以下の点が明確である提案は特に高い評価とする。
 - ・過年度の事業成果について十分に咀嚼・分析されており、それを踏まえた上で本事業において実証を行う仮説と得たい成果・示唆が明確である企画
 - ・別紙1「2. 委託事業内容」に示す「<研究視点>」を踏まえて、外部人材の掘り起こしから学校現場への入職・定着までの道筋・手法が明確であり、実現可能性が高い(あるいは、本事業により外部人材を教師として学校現場へ入職させることが事業計画に含まれている)企画
- ※ 公募要領別紙2「(テーマ2) 学校現場におけるアスリート人材活用推進事業」については、以下の点が明確である提案は特に高い評価とする。
 - ・別紙2「2. 委託事業内容」の(1)に示す「アスリート人材に関する採用選考を実施している又は近年中に実施予定の都道府県・指定都市教育委員会に関するリスト」及び「教師としての入職を希望、検討している又は関心のあるアスリート人材に関する

るリスト」について、リストの作成方法等が明確に示されているとともに、当該リストが事業終了後も継続して更新・周知される仕組みが実現性の高い内容で提案されている企画

- ・別紙2「2. 委託事業内容」の(2)に示すアスリート人材の活用に関する事例集について、(2)中に示す「事例集作成に当たっての主な観点」が漏れなく踏まえられ、観点と提案内容との関連が明確かつ具体的な企画

- ② 事業の実施方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 得られる成果・課題が本事業の趣旨に合致しているとともに、事業成果の検証に関する指標や検証方法が適切に設定されていること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の内容と事業計画との関連が明確であること。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。
- ② 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。
- ③ 本事業の趣旨・目的を達成するために必要な、複数の組織・チーム間での連携体制が実質的に構築されており、その役割分担が明確となっていること。

※ 公募要領別紙1「(テーマ1) 学校現場と多様な経験や背景を持つ人材をつなぐ在り方研究事業」においては、外部人材の掘り起こし、外部人材が受講するプログラムの開発、外部人材と学校現場とのマッチングのそれぞれに関して専門性を有する組織等の連携体制が構築されていることを採択の要件とする。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1.事業内容に関する評価」及び「2.事業実施主体に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

5点：大変優れている　4点：優れている　3点：普通である
2点：やや劣っている　1点：劣っている

2. 評価項目の「3.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.9点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1.5点
- ・認定段階3＝2.1点
- ・プラチナえるぼし認定＝2.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

◇次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条または平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝0.9点
- ・トライくるみん認定＝1.5点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
- ・プラチナくるみん認定＝2.5点

◇青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝2.1点

◇上記に該当する認定等を有しない＝0点